

## 埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱

平成2年 1月12日 決 裁  
令和5年 6月22日 最終改正

### (趣旨)

第1条 県は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業等を行う市町村、土地改良区、農業協同組合、農業委員会、埼玉県土地改良事業団体連合会、公益社団法人埼玉県農林公社、その他知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該事業の実施に要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1及び別表第2の事業等の区分欄に掲げる事業とし、補助の対象となる事業費（以下「補助事業費」という。）は、当該補助事業の実施に要する経費とする。

2 補助事業の採択基準及び補助率は、別表第1及び別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度別に定める日までとする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

### (添付書類の省略等)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号の知事の定める事項は、別表第2の事業等の区分欄に定める補助事業の実施について、認可、許可、議決等を要するものにあつては、当該認可、許可、議決等を得た事項とする。

### (交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算払い等の請求)

第5条の2 補助事業者は、補助金の概算払請求及び前金払請求ができるものとする。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在において、様式第3号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 第3条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分制限財産の指定)

第8条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、それぞれ1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間(次条第3項において「処分制限期間」という。)は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年4月30日農林省令第18号)に定められている処分の制限を受ける期間とし、その期間は、補助事業完了の日から起算する。

(書類の整備)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から8年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産については、第1項の帳簿及び証拠書類ならびに様式第5号の財産管理台帳を、処分制限期間が経過するまでの間、整備保管しておかなければならない。

(書類の経由)

第10条 規則に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センターの長を経由しなければならない。

ただし、埼玉県土地改良事業団体連合会に交付する補助金については除く。

(地方公共団体以外の補助事業者への条件)

第11条 地方公共団体以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 地方公共団体以外の補助事業者は、第1項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成2年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年12月補正予算以降の予算に係る補助事業から適用し、平成28年度当初予算以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年9月補正予算以降の予算に係る補助事業から適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年2月補正予算以降の予算に係る補助事業から適用し、令和4年9月補正予算以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年5月補正予算以降の予算に係る補助事業から適用し、令和5年度当

初予算以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）国庫補助（交付）対象事業関係

事業等の区分	採 択 基 準	補 助 率
1 団体営調査設計事業	農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）要領別紙1-1第2の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官通知）第2の2に基づき実施される実施計画策定事業のうち、都道府県以外が実施計画策定の実施主体となる事業。	補助事業費の10分の5以内
2 土地改良区体制強化事業	土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官）に基づき実施される事業のうち、埼玉県土地改良事業団体連合会が行うもの。	補助事業費の10分の10以内
3 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	<p>国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付60構改D第302号農林水産事務次官依命通達）に基づき実施される管理体制整備型のうち、市町村が国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う管理体制の整備・強化に対する次の支援事業。</p> <p>当該土地改良区等における管理費のうち、都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用（以下「多面的経費」という。）及び環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化を図るための高度な管理業務の増加に要する費用（管理の合理化、高度化のために必要となる補完的な施設の整備を含む）。</p>	補助事業費の10分の5以内
4 水利施設管理強化事業	水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）に基づき実施される事業	<p>(1) 補助事業費の10分の5以内</p> <p>(2) 省エネルギー化推進型にあつては、(1)の規定にかかわらず補助事業費の10分の10以内</p>

<p>5 農業経営高度化支援事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙1-1運用1（以下この区分において「農山交実施要領別紙1-1運用1」という。）別表1の4、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙1-1（以下この区分において「競争力実施要領別紙1-1」という。）別表の4（1）イ及び（3）アに基づき実施される事業のうち都道府県以外が事業主体となる事業。</p> <p>なお、農山交実施要領別紙1-1運用1の第4の実施要件、競争力実施要領別紙1-1第5の採択要件を満たすこと。</p>	<p>補助事業費の10分の7.75以内</p>
<p>6_地域農業水利施設ストックマネジメント事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2第2の1に基づき実施される事業。</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 別紙2 運用1の第1の7の(1)の事業 末端支配面積が100ヘクタール以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるもの。</p> <p>(2) 別紙2 運用1の第1の7の(2)の事業 受益面積が100ヘクタール以上であること。ただし、別紙2運用1の第1の7の(1)の事業を実施していない場合であって、国が定めるところにより機能保全計画を作成した場合は、10ヘクタール以上のもの。</p> <p>(3) 別紙2 運用1の第1の7の(3)の事業 施設の劣化に起因すると想定されるもの。</p> <p>(4) 別紙2 運用1の第1の7の(4)の事業 策定期間を1年以内とする。</p> <p>2 実施要件</p> <p>(1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。</p> <p>(2) 対象となる農業水利施設は都道府県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置付けられたもの。 ただし、別紙2 第3の6の(2)により知事が選定した施設は本事業の対象外とする。</p>	<p>(1) 補助事業費の10分の6.4以内</p> <p>(2) 中山間地域等（振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）及び指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。））において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、10分の6.9以内</p>

<p>7 農業基盤整備 促進事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙1-1第2の2、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の5に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となる事業。</p>	<p>（1）補助事業費の10分の6.4以内 （2）中山間地域等（振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）及び指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、10分の6.9以内</p>
<p>8 効果促進事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙12に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となる事業。</p>	<p>補助事業費の10分の5以内</p>



<p>9 農地耕作条件改善事業</p>	<p>農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官）に基づき実施される事業のうち、都道府県、農地中間管理機構以外が事業主体となる事業。</p>	<p>(1) 補助事業費の10分の6.4以内  (2) 中山間地域等（振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）及び指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、10分の6.9以内</p>
<p>10 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業</p>	<p>土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2257号農林水産事務次官通知）第2の1に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となる事業。</p>	<p>補助事業費の10分の5以内</p>
<p>11 水利施設等保全高度化事業</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官通知）第2の3に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となる事業。</p>	<p>(1) 補助事業費の10分の5以内  (2) 施設計画策定事業及び資産評価データ整備事業にあつては、(1)の規定にかかわらず定額補助</p>

<p>12 農業水路等長寿命化事業</p>	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）別表区分1(1)アに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となる事業。</p>	<p>(1) 補助事業費の10分の6.4以内</p> <p>(2) 中山間地域等（振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）及び指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、10分の6.9以内</p>
	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）別表区分4(1)アに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となる事業。</p>	<p>(1) 補助事業費の10分の5以内</p>

<p>13 土地改良施設 突発事故復旧事業</p>	<p>土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官通知）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となるもの。</p> <p>○実施内容</p> <p>土地改良性事業等によって造成された施設について、突発的な事故により機能低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積）がおおむね20ha以上中山間にあってはおおむね10ha以上</li> <li>・事業費200万円以上</li> <li>・適切に管理されている土地改良施設として、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領第4の3に該当するもの。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつてはこの限りではない。</li> </ul>	<p>（1）当該補助事業費の71%以内 （中山間地域） 当該補助事業費の76%以内</p>
<p>14 土地改良施設 緊急支援事業</p>	<p>土地改良施設緊急支援事業実施要領（令和4年10月27日農林部長決裁）に基づき実施される事業。</p>	<p>（1）電気料金高騰分にあたる費用の補助にあつては補助事業費の10分の10以内</p> <p>（2）省エネルギー化施設整備補助にあつては補助事業費の10分の5以内</p>

別表第2（第2条、第4条関係）県費単独土地改良事業関係

事業等の区分	採 択 基 準	補 助 率
1 かんがい排水事業	<p>(1) かんがい排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積が2ヘクタール（山村丘陵地域及びため池においては、1ヘクタール）以上のもの。</p> <p>(2) 畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積が概ね5ヘクタール以内のもの。</p> <p>(3) 農業用排水施設の変更であって、都市排水と共用する施設であるもの。</p> <p>(4) 山村丘陵地域内の農地及び農業用排水施設の災害を防止するために行う水路の改修であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 当該水路の改修しようとする部分に接する農地の面積が0.5ヘクタール以上のもの。</p> <p>イ 当該改修しようとする水路の上流又は下流の流域内に、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定に基づき指定された保安林又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された砂防地域があるもの。</p> <p>(5) 農業用排水施設に附設する安全施設であって、住宅等の密集地域、通学路沿い等危険な箇所に係るもの。</p>	<p>(1)～(4) 補助事業費の10分の3.3以内</p> <p>(5) 補助事業費の10分の5以内</p>
2 ほ場整備事業	<p>農地等につき行う区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の事業（道路、水路、暗渠排水、客土等）であって、区画整理事業の受益面積が概ね5ヘクタール以内のもの。ただし、上記の事業を総合的に実施することを原則とするが、暗渠排水、客土等については実情に応じて、単独事業としても実施可能とする。</p>	<p>・補助事業費の10分の3.3以内</p> <p>・暗渠排水、客土事業等のみを実施する場合は、補助事業費の10分の3以内（ただし、ほ場整備事業実施中の地区については10分の3.3以内）</p>
3 農道整備事業	<p>農道の新設又は変更であって、受益面積が2ヘクタール（山村丘陵地域においては、1ヘクタール）以上で、1路線の延長が1,000メートル以内で、かつ、その有効幅員が2メートル（山村丘陵地域においては幅員1メートル）以上5メートル以下とする。</p>	<p>補助事業費の10分の3.3以内</p>
4 特認事業	<p>事業の区分欄の1から3までの事業であって、当該採択基準に定める基準より難しいものについて特に知事の承認を受けたもの。</p>	<p>その都度知事が定める率</p>

<p>5 埼玉型ほ場整備事業（担い手支援地域共助活動費）</p>	<p>埼玉型ほ場整備事業実施方針（平成26年3月26日農林部長決裁）に基づき実施される下記の事業。</p> <p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手支援地域共助活動費</li> </ul> <p>農地集積に伴う耕作者の減少に伴い、従来から取組まれてきた道水路等の地先管理体制が損なわれないよう、地域の合意形成によるルールづくりを行うものとする。</p> <p>2 実施要件</p> <p>担い手への農地集積に伴う耕作者の減少により、従来から取組まれてきた道水路等の地先管理体制の維持に支障が見込まれる地域であること。</p>	<p>定額補助</p>
<p>6 防災減災緊急対策事業</p>	<p>防災減災緊急対策事業実施要領（平成28年3月31日農林部長決裁）に基づき実施される事業。</p>	<p>補助事業費の10分5以内</p>

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_

様式第1号（第3条関係）

令和 年度

事業補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（又は管轄の農林振興センター所長）

事務所所在地

名 称

代表者氏名

下記により令和 年度 事業（ 地区）補助金の交付を受けたいので補助金の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙1のとおり)
- 3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 収支予算書 (別紙2のとおり)
- 5 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 6 実施設計書 (別添のとおり)

（※あて先が管轄の農林振興センター所長となるのは、別表2の1～4に該当する事業のうち、補助金の額が1,000万円未満のとき。）

別紙1

経費の配分及び事業計画の概要

事業名			地区名 (事業主体)					施工年度	年度～年度			申請・実績 (どちらかに○)			
費目	工種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金 (交付金)	国庫率	国庫補助金(交付金)以外の財源			事業量	事業費	
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(記載要領)

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金返還措置(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通達)に係る返還対象事業にあつては、地区内における国庫補助金の振分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ)を添付すること。

- 1 費目欄には、工事費の費目の純工事費(本工事費)、測量設計費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、ならびに換地費を記載する。
- 2 工種欄には、事業実施要綱別表の区分欄に掲げられている区分により記載すること
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載する。
- 4 国庫補助金(交付金)以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載する。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同相当額がない場合には、「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入する。
- 6 別表2の事業実施地区にあつては、「国庫補助金」を「県費補助金」、「国庫率」を「県費補助率」、「国庫以外の財源」を「県費補助金以外の財源」とし、県費欄を削除すること。
- 7 申請と実績の金額が異なる場合は、実績報告時に申請金額を上段( )で記載すること。



別紙 2

収支予算書

区 分	事業費	国庫補助金 (交付金)	国庫率	県費	市町村費	土地改良区 ・その他費	備 考
工事費			%			円	
計							

予算議決 (又は予算議決予定)

令和

年

月

日

※別表 2 の事業実施地区においては、「国庫補助金 (交付金)」及び「国庫率」をそれぞれ「県費補助金」、「県費補助率」とし、県費欄を削除すること。

様式第2-1号（第5条関係 別表第1）

令和 年度

補助金交付決定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金については下記のとおり交付する。

記

1 補助事業費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助事業費 円

補助金の額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

2 支払方法（※精算払、概算払、前金払 から記載）

3 補助金の確定額は、次の各号より算出した額を比較して、いずれか低い額とする。

（1）補助金の額（変更された場合は、変更された額とする）

（2）補助事業者が、当該補助事業に要した実支出に補助率を乗じて得た額

4 補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合においては、別記変更承認申請書により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額が増減する場合を除き、該当する国の補助事業の要綱要領等に規定する軽微な変更においてはこの限りではない。

5 実績報告書の提出期限 補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

6 補助事業者が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、文書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

7 補助事業者は、補助事業に係る受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和2

4年法律第195号)第113条の2第2項の公告のあった日(その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日)、土地改良法によらない事業にあつては工事の完成検査日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により、知事が別に定める場合を除き、補助金のうち、次の表に掲げる補助金返還額の算出方法により算出される金額(知事がこれより低い金額を定めたときはその定めた金額)に相当する部分を県に返還しなければならない。

補助金返還額の算出方法		
C	A	: 返還対象補助金の総額
$A \times \frac{B}{C}$	B	: 受益地の総面積
B	C	: 転用(又は開田)受益地の面積

8 知事の承認を得て補助事業により取得した機械を貸付けする場合には、当該機械の購入費の額から受けた補助金に相当する額を控除した額の償却と、維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。

9 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても知事が別に定める期間内は善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図るとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があつた場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

10 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該事業により取得した工事事材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があつた場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

11 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に規定する間接補助金等であり、同法、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金交付規則(昭和31年農林省令第18号)及び国の関係補助金(交付金)交付要綱に従わなければならない。

注) 一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日44農地A第826号)、土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について(昭和45年7月4日45農地A第2001号)において補助金返還の対象とする土地改良事業に掲げる事業以外の事業の場合は、記7を削除するものとする。

令和 年度

事業補助金交付決定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

埼玉県知事

(又は 農林振興センター所長)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった( 地区) 補助金  
については下記のとおり交付する。

記

1 補助事業費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助事業費 円

補助金の額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

2 支払方法 (※精算払、概算払、前金払 から記載)

3 補助金の確定額は、次の各号より算出した額を比較して、いずれか低い額とする。

(1) 補助金の額(変更された場合は、変更された額とする)

(2) 補助事業者が、当該補助事業に要した実支出に補助率を乗じて得た額

4 補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合においては、別記変更承認申請書により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる以外の変更はこの限りではない。

(1) 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への流用

(2) 工種の新設、変更又は廃止

(3) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

5 実績報告書の提出期限 補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

6 補助事業者が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、文書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- 7 補助事業者は、補助事業に係る受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の公告のあった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）、土地改良法によらない事業にあつては工事の完成検査日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により、知事が別に定める場合を除き、補助金のうち、次の表に掲げる補助金返還額の算出方法により算出される金額（知事がこれより低い金額を定めたときはその定めた金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

補助金返還額の算出方法			
C	A	:	返還対象補助金の総額
$A \times \frac{B}{C}$	B	:	受益地の総面積
B	C	:	転用（又は開田）受益地の面積

- 8 知事の承認を得て補助事業により取得した機械を貸付けする場合には、当該機械の購入費の額から受けた補助金に相当する額を控除した額の償却と、維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。
- 9 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても知事が別に定める期間内は善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図るとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある

- 10 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該事業により取得した工事用材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

注1) 補助事業が別表第2（以下「別表第2」）の事業等の区分欄1から5に掲げる事業の場合は、記4中（3）を次のように変更し、用いるものとする。

（3）工種別の事業量の20パーセントを超える増減

注2) 一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号）、土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について（昭和45年7月4日45農地A第2001号）及び県費単独土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（平成7年11月27日通達耕第1224号）において補助金返還の対象とする土地改良事業に掲げる事業以外の事業の場合は、記7を削除するものとする。

別記

令和 年度 事業変更等承認申請書

令和 第 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事業所所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知を受けた事業  
( 地区)について、別紙理由により変更(事業の中止、廃止)承認を受けた  
いので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1 経費の配分及び事業計画の概要  | (別紙1のとおり) |
| 2 収支予算書           | (別紙2のとおり) |
| 3 交付を受けようとする補助金の額 | 金 円       |
| 4 理由書             | (別紙のとおり)  |
| 5 変更設計書           | (別紙のとおり)  |

注. 別紙1及び別紙2は、それぞれ様式第1号又は2号の別紙1及び別紙2に準じて作成し、申請内容の変更部分については変更前の内容を括弧書きで上段に、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

令和 年度

事業遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（又は管轄の農林振興センター所長）

事業所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた標記  
事業（ 地区）の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11  
条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

※あて先は、申請書と同一とする。

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

注 「区分」欄については、様式第1号の別紙2の区分に準じて記入すること。

2 事業別状況

費 目	実施計画		出来高		進捗率 $\frac{(B)}{(A)}$	備 考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		
		円		円		



様式第4号（第7条関係）

令和 年度

事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（又は管轄の農林振興センター所長）

事業所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知を受けた  
事業（ 地区）が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の  
規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。（なお、精算返還額は、  
円です。）

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業の成果 (別紙1及び別紙2のとおり)
- 3 収支精算書 (別紙3のとおり)
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 5 出来高設計書 (別添のとおり)

注 別紙1は、様式第1号の別紙1とし、申請内容を括弧書きで上段に、事業実績内容を下段に記載すること。

※あて先は、申請書と同一とする。

別紙 2

1 請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施工箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		
					円	円						

- 注 1 地区名の下に事業主体名を括弧書きで記入すること。  
 2 備考欄には県確認検査年月日及び検査員を記載すること。

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考

- 注 1 地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

3 財産管理台帳(規則第19条第1の財産、要綱第8条第1項の財産)

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	補助金返済額	
													円	

- 注 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。  
 2 備考欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。

## 収支精算書

## 1 補助金精算

事業名	工種	補助金決定額	補助事業費総額	補助率	精算補助額(A)	補助金受領額(B)	差引補助金返還額(B-A)
	工事費	円	円	%	円	円	円
	計						

## 2 収入の部

区分	収入予算額	収入済額	差引増(△)減
	円	円	円

## 3 支出の部

区分	支出予算額	支出済額	差引増(△)減
	円	円	円

様式第4号の2（第7条関係）

令和 年度

事業年度終了実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（又は管轄の農林振興センター所長）

事業所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和  
年度における 事業（ 地区）について、補助金等の交付手続等に関  
する規則第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

※あて先は、申請書と同一とする。

別紙

事業名														
地区名	費目	工種	実施計画			年度出来高			出来高率	年度以降 予定出来高		完了 年月日	了定 年月日	摘要
			事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金		事業費	補助金			
				円	円		円	円		円	円			

注1 補助金欄には、補助金の額のうち県費に係る分を括弧書きで上段に、補助金の額を下段に記載すること。

様式第4号の3（第7条関係）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事  
（又は管轄の農林振興センター所長）

事業所所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 事業  
（ 地区）補助金について、埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱第7条の規  
定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付手続等に関する規則

（昭和40年埼玉県規則第15号）

第14条の補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

※あて先は、申請時と同一とする。

別記様式第5号（第9条 関係）

### 財産管理台帳

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は、取得年月日	処分制限期間		処分		
									耐用年数	処分制限年月日	処分の種別	処分年月日	補助金返還額
						円	円						

契約に係る指名停止に関する申立書

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

事業所所在地  
名 称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金の納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他社が農林水産省の期間から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他社が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。